

報告第7号

専決処分の報告について（丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命）
丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分
したので、同規則第3条第2号の規定により、これを報告する。

令和5年4月21日提出

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

1 被任命者

区 分	氏 名	年 齢	備 考
東地区共同実施グループ	深藪 照代	55	東中学校 事務主任（再）
西地区共同実施グループ	川崎由香理	53	城南小学校 事務主任（再）
南地区共同実施グループ	雨嶋 順子	52	郡家小学校 主任（再）
飯綾地区共同実施グループ	藤田 栄子	48	飯山北小学校 主任（再）

（報告提出日現在）

2 任命期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 任命理由

丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任期が令和5年3月31日で満了するため

令和4年度丸亀市立小中学校事務グループリーダー（旧）

1 被任命者

区 分	氏 名	備 考
東地区共同実施グループ	深藪 照代	東中学校 事務主任
西地区共同実施グループ	川崎 由加理	城南小学校 事務主任
南地区共同実施グループ	雨嶋 順子	郡家小学校 主任
飯綾地区共同実施グループ	藤田 栄子	飯山北小学校 主任

2 任命期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで